○中井町水道事業給水条例

平成21年3月24日 条例第3号

目次

- 第1章 総則(第1条~第6条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第7条~第14条)
- 第3章 給水 (第15条~第25条)
- 第4章 料金、手数料及び水道利用加入金(第26条~第40条)
- 第5章 特別工事費(第41条)
- 第6章 管理(第42条~第47条)
- 第7章 貯水槽水道(第48条・第49条)
- 第8章 補則(第50条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中井町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、 その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的と する。

(給水区域)

第2条 中井町水道事業の給水区域は、中井町全域及び平塚市土屋字遠藤原とする。ただし、 町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(給水装置の定義)

第3条 この条例において、「給水装置」とは、水道水を供給するため、本町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

- 第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 専用給水装置 1戸又は1世帯若しくは1箇所で専用するもの
 - (2) 共用給水装置 2戸又は2世帯若しくは2箇所以上で共用するもの
 - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(給水装置の用途)

第5条 給水装置の用途は、次のとおりとする。

- (1) 家事用 住宅の家事の用に供するもの
- (2) 業務用 店舗、工場、病院、官公署、その他事務所等において営業又は事業の用に供するもの(次号に定めるものを除く。)
- (3) 特殊用 学校等の町営施設で町長が定める用に供するもの
- (4) 一時用 工事その他一時的の用に供するもの

(給水装置の設置者)

第6条 給水装置は、給水を受けようとする家屋又は土地の所有者若しくは真に給水を必要とする者でなければ設置を申込み、又は所有することはできない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

- 第7条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。) 第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の 工事(以下「給水装置工事」という。)をしようとする者は、町長の定めるところにより、 あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の申込みの際、町長が、利害関係人の同意書又はこれに代わる書類が必要であると 認めるときは、その提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。ただし、 町長が特に必要があると認めたものについては、この限りでない。

(工事の施行)

- 第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらか じめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事の完成後に町長の工 事検査を受けなければならない。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第10条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復 旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口 から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造 及び材質を指定することができる。
- 2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取

付口から量水器までの工事に関する工法、工期、その他工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否 又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

- 第11条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の各号の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する給水装置工事の工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

- 第12条 町長に給水装置工事を申込む者は、その設計によつて算出した給水装置工事の工 事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた給水 装置工事の工事費については、この限りでない。
- 2 前項の給水装置工事の工事費の概算額は、工事完成後に清算する。

(給水装置の帰属)

第13条 給水装置は、町の費用をもつて施行した部分を除き、工事費を完納したときに止水栓を境として工事申込者に帰属する。ただし、町長が必要と認めるものについては、この限りでない。

(給水装置の変更等の工事)

第14条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を 必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することが できる。

第3章 給水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情による場合及

び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 町長は、給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都 度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても本町はそ の責を負わない。

(給水契約の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申 込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

- 第17条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が、町内に居住しないとき又は町 長が必要があると認めたときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町 内に居住する代理人を置かなければならない。
- 2 前項の代理人は、この条例に規定する所有者の義務について、所有者と連帯してその責に任ずるものとする。
- 3 町長は、第1項の代理人を不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。 (管理人の選定)
- 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、 管理人を選定し、町長に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) その他町長が必要と認めた者
- 2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。 (量水器の設置)
- 第19条 給水量は、町の水道量水器(以下「量水器」という。)により計量する。ただし、 町長が、その必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 量水器は、給水装置に設置し、その位置は町長が定める。
- 3 前項の量水器の設置位置が工作物その他により不適当となつたときは、これを変更することができ、その費用は量水器の保管者の負担とする。

(量水器の貸与)

第20条 量水器は、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

- 2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもつて量水器を管理しなければならない。
- 3 第1項の保管者は、前項の管理を怠ったために量水器を亡失又はき損した場合は、その 損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第21条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け 出なければならない。
 - (1) 水道の使用をやめるとき
 - (2) 用途の変更をするとき
 - (3) 水道の使用者を変更するとき
 - (4) 消防演習に私設消火栓を使用するとき
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その変更又は使用後速やかに 町長に届け出なければならない。
 - (1) 所有者に変更があつたとき
 - (2) 代理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき
 - (3) 管理人に変更があつたとき又はその住所に変更があつたとき
 - (4) 消防用として水道を使用したとき

(私設消火栓の使用)

第22条 私設消火栓は、消防又は消防の演習その他町長が特別に許可したときのほか、これを使用してはならない。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第23条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもつて、水が汚染又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があると認めるときは、直ちに町長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、給水装置の修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、 水道使用者等の負担とする。ただし、町長が認めたときは、これを徴収しないことができ る。
- 3 水道使用者等が、第1項の管理を怠つたために生じた損害は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置及び水質の検査)

- 第24条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。
- 2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

(給水の転売禁止)

第25条 水道使用者等は、給水された水道水を販売し、又は分与することはできない。 第4章 料金、手数料及び水道利用加入金

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によつて水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は1箇月につき、次の表の区分により算定した額とする。

給水目的の区分/料金の種別			超過料金 (1m³につき)
専用せん	家事用	10m³まで600円	10m³を超え20m³まで 75円
			20m³を超え30m³まで 80円
			30m³を超え50m³まで 105円
			50m³を超える分 125円
	業務用	10m³まで700円	10m³を超え50m³まで 110円
			50m³を超え100m³まで 140円
			100m³を超え300m³まで 175円
			300m³を超え500m³まで 195円
			500m³を超える分 215円
	一時用	10m³まで1,400円	10m³を超え500m³まで 200円
			500m³を超える分 220円
	特殊用	500m³まで27,000円	500m³を超える分 90円
共用せん	家事用	10m³まで600円	10m³を超え20m³まで 75円
			2 0m³を超え30m³まで 80円
			30m³を超え50m³まで 105円
			50m³を超える分 125円

(料金の算定)

第28条 料金は、隔月定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日をい う。以下同じ。)に量水器の検針を行い、量水器の指示数値により、その日の属する月分 として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は隔月定例日以外の日に 検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

- 第29条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、使用 水量を別に算定し、及びその用途を認定する。
 - (1) 量水器に異常があつたとき
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき
 - (3) 使用水量が不明のとき
 - (4) 共用給水装置により水道を使用するとき (特別な場合における料金の算定)
- 第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次の各 号の額とする。
 - (1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1
 - (2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月として算定した金額
- 2 月の中途においてその用途に変更があつた場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 (無届使用に対する認定)
- 第31条 第16条の規定による申込みを行わずに水道を使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(使用休止等の届出のないときの料金)

第32条 第21条の規定による使用中止等の届出がないときは、給水装置を使用しないときでも料金を徴収する。

(一時使用の概算料金の前納)

- 第33条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき清算する。 (料金の徴収方法)
- 第34条 料金は、水道の使用者に納入通知書を発行し、2箇月分を合算した額とその額に 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する税率及び当該税率に地方税法(昭和 25年法律第226号)第72条の83に規定する税率を乗じて得た率を合計した率(以下「消 費税率等」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てた額)との合計額を一括して徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、使

用期間に応じて、1 箇月分の額又は2 箇月を超える分を合算した額とその額に消費税率等を乗じて得た額(その額に1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)との合計額を徴収することができる。

2 2箇月の期間の中途において水道の使用をやめたときは、町長が随時に納期を指定して 徴収する。

(納入後の料金の増減)

- 第35条 町長は、料金の徴収後、当該料金に増額又は減額を生じたときは、その差額を追 徴し、又は還付しなければならない。この場合、次回以降の料金で清算することができる。 (手数料)
- 第36条 町長は、次の表に掲げる手数料を申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、別に納期を指定して徴収することができる。

区分	金額
給水装置設計審査手数料	1件につき 1,000円
給水装置完成検査手数料	1件につき 1,000円
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 10,000円
給水装置工事事業者更新手数料	1件につき 5,000円
給水装置工事道路占用書類作成手数料	1件につき 5,000円
指定工事事業者証再交付手数料	1件につき 2,500円
証明手数料	1件につき 300円

(加入金)

- 第37条 町長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込者から、次の表に掲げる量水器の 口径に応じた額とその額に消費税率等を乗じて得た額との合計額を水道利用加入金(以下 「加入金」という。)として徴収する。
- 2 給水装置の改造(量水器の口径を増す場合に限る。)の工事に係る場合にあつては、当 該工事により設置する口径の金額と、当該工事前に設置されている口径の金額の差額とそ の額に消費税率等を乗じて得た額との合計額とする。
- 3 給水装置の新設又は改造の工事の申込みの日の3年前からその申込みの日まで引き続き町内に住居を有する個人が、自己の居住のために建築又は改築する住宅で、その給水装置の用途区分を家事用と町長が認めるときは、前項の規定により計算して得た額の2分の1の額とする。

量水器の口径	金額
13ミリメートル	130,000円
20ミリメートル	180,000円
25ミリメートル	290,000円
40ミリメートル	600,000円
50ミリメートル	2,000,000円
75ミリメートル	別に町長が定める。

(加入金の徴収時期)

- 第38条 町長は、給水装置の新設又は改造の工事の申込者から申込みの際、加入金を徴収する。
- 2 既に徴収した加入金は還付しない。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(料金又は加入金の減免)

第39条 町長は、公益上の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない料金又は加入金を減免することができる。

(債権の放棄)

第40条 町長は、料金に係る債権の消滅時効が完成したときは、当該債権を放棄することができる。

第5章 特別工事費

(特別工事費)

- 第41条 町長は、給水用途の変更その他特別の理由により配水管の延長布設替工事を必要とする場合は、その工事費の全部又は一部を特別工事費としてその工事の申込者から徴収することができる。
- 2 前項の規定による工事費については、町長が別に定めるところにより徴収する。

第6章 管理

(給水装置の検査等)

- 第42条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用 者等に対し適当な措置を指示することができる。
- 2 前項の規定により要した費用は、所有者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第43条 町長は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条

に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の 申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する 給水を停止させることができる。

2 町長は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第44条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由 の継続する間、給水を停止することができる。
 - (1) 水道の使用者が、第11条の工事費、第23条第2項の修繕費、第27条の料金、第36条の手数料又は第37条の加入金を指定期限内に納入しないとき
 - (2) 水道の使用者が、正当な理由がなく第28条の使用水量の計量又は第42条の検査を拒み、又は妨げたとき
 - (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において警告を発しても、なお、これを改めないとき

(給水装置の切離し)

- 第45条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認め たときは、給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 所有者が90日以上所在不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき
 - (2) 給水装置が使用休止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき
- 2 町長は、給水装置が使用廃止の状態にあるときは、給水装置を切り離す旨を所有者に通知し、通知した日から1箇月を過ぎたときは、所有者の届出がなくても切り離すことができる。

(過料)

- 第46条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。
 - (1) 第7条の承認を受けないで、給水装置工事を行つた者
 - (2) 正当な理由がなく第19条第2項の量水器の設置、第28条の使用水量の計量、第42条の検査又は第44条の給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第23条第1項の給水装置の管理を著しく怠つた者

(4) 第27条の料金、第36条の手数料又は第37条の加入金の徴収を免れようとして詐欺その他不正な行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第47条 町長は、詐欺その他不正な行為によつて第27条の料金、第36条の手数料及び第37 条の加入金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の 過料を科する。

第7章 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する町の責務)

- 第48条 町長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者(所有者又は所有者以外の者で当該貯水槽水道の管理に関する権限を有する者をいう。次条において同じ。)に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

- 第49条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。 以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及 びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、神奈川県の小規模水道及び小規模貯水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例(平成7年神奈川県条例第7号)により、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第8章 補則

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
 - (中井町水道条例の廃止)
- 2 中井町水道条例(昭和42年中井町条例第13号)は、廃止する。

(旧条例に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に徴収された手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第11号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第25号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則(平成25年条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の中井町水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第27条 及び第30条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使 用に係る料金について適用し、施行日の前日までの使用に係る料金については、なお従前 の例による。
- 3 施行日前から継続して水道を使用している者に係る料金であつて、施行日以後初めて確 定する料金については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第37条第1項及び第2項の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金について 適用し、施行日の前日までの申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第20号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の中井町水道事業給水条例及び中井町公共下水道使用料条例の 規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に確定する料金及び使用料 (以下「料金等」という。)について適用し、施行日の前日までに確定する料金等につい ては、なお従前の例による。

附 則(令和6年条例第7号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。